

平成 29 年 4 月 7 日  
教育振興部教育指導課

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針新旧対照表

変更箇所	頁	新（平成 29 年度）	旧（平成 28 年度）
表題	1 p	<p>（追記） いじめ問題への対応にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校（園）、保護者、<u>地域社会</u>および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携の下、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。</p>	<p>いじめ問題への対応にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校（園）、保護者および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携の下、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。</p>
3 教育委員会の取組	4 p	<p>（追記） （5）保護者・地域との連携強化および啓発の促進 保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施 学校（園）と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「いじめ防止実践事例発表会」において、保護者・地域へ広く啓発する。<u>また、いじめ防止標語やいじめ防止シンボルマーク等の作品選考委員会に、保護者の代表を加えることも検討する。</u></p>	<p>学校（園）と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「いじめ防止実践事例発表会」において、保護者・地域へ広く啓発する。</p>
		<p>（追記） （5）保護者・地域との連携強化および啓発の促進 学校（園）内外の関係者からの幅広い情報収集 <u>「保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進に向けた提言」を周知するとともに、</u>研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校（園）に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。</p>	<p>研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校（園）に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。</p>
	<p>（修正・追記） （6）<u>いじめを受けている児童生徒を守るための</u>制度の運用 <u>いじめを受けている児童生徒に対する緊急対応では、いじめを行った児童生徒を別室指導とすることを優先するが、法的な視点も踏まえたうえで、いじめを行った児童生徒に対する性行不良による出席停止制度の適用について個別の状況を見極めながら検討する。</u></p>	<p>（6）いじめ改善に向けた制度の運用 いじめ改善に向けた緊急対応は別室指導を優先するが、法的な視点も踏まえたうえで、性行不良による出席停止制度の適用は個別の状況を見極め、検討する。</p>	
4 学校（園）の取組	5 p	<p>（追記） 4 学校（園）の取組 （1）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置 学校いじめ防止基本方針の策定 学校いじめ防止基本方針を実現するための具体的な取組や年間指導計画の作成および実行、検証等を行う。 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公開する。 <u>年度始めの保護者会等で、学校いじめ防止基本方針について説明する。</u></p>	<p>保護者会等で、学校いじめ防止基本方針について説明する。</p>

6 p	<p>(修正・追記)</p> <p>(3) いじめの早期発見・早期対応</p> <p>教育相談の充実</p> <p><u>児童生徒が全ての教職員と様々な機会を捉えて相談できる教育相談体制を整える。</u></p> <p><u>教育相談室の確保や教育相談室の整備など、児童生徒が相談しやすい校内環境を工夫する。</u></p> <p><u>毎年度、スクールカウンセラーが小学校第5学年および中学校第1学年の全員と面接し、スクールカウンセラー(心のふれあい相談員も含む)との関わりの場を設定する。</u></p>	<p>児童生徒が相談しやすい校内環境および体制を工夫する。</p> <p>スクールカウンセラー(心のふれあい相談員も含む)との関わりの場を設定するため、小学校第5学年や中学校第1学年との面接を行い、スクールカウンセラーからの教職員への助言や研修につなげる。</p> <p>多面的な相談体制を整え、構築する。</p>
	<p>(追加)</p> <p>(3) いじめの早期発見・早期対応</p> <p>保護者・地域との連携強化および啓発の促進</p> <p>「練馬区いじめ一掃プロジェクト」の取組について周知するとともに、保護者・地域とも協力したプロジェクトの充実について、創意工夫して取り組む。</p> <p>保護者会や学校評議員会等の機会を捉えて、学校内外を問わずにいじめに関する迅速な情報提供を依頼し、学校、家庭、地域および関係機関と連携した早期解決に取り組む。</p>	
7 p	<p>(追加)</p> <p>(4) いじめへの対処</p> <p>必要に応じて、スクールソーシャルワーク事業を活用し、いじめを受けた児童生徒およびいじめを行った児童生徒双方の支援を行う。</p>	